

# グローバル化における労働者の 「排除」と「包摂」

——「包摂」の手段としてのコード・オブ・コンダクト——

浅野有紀

## 目次

- 一 はじめに
- 二 グローバル化における労働者の二分化=格差問題
- 三 対応する理論枠組み
  - 1 契約理論
  - 2 「包摂」理論
- 四 「包摂」の手段としてのコード・オブ・コンダクト
- 五 おわりに

## 一 はじめに

人・物・情報が国境を越えて移動するグローバル化の進展は、現代世界における不可避の事実であり、それはグローバルな人的・物的コミュニケーションの自由を促進するとともに、そのようなコミュニケーションに否応なしに組み込まれることによる問題をも生じさせる(本稿では直接は扱わないが、2020年初頭からの新型肺炎の世界的脅威もグローバルなコミュニケーションへの組み込みの結果という側面がある)。自由な貿易や投資や労働者の移動が過度に進み、人々の生活に悪影響をもたらすに至っていると考える人々は増加しており、グローバル化に対するこれらの人々の不満や不安が、近年のアメリカにおける自国第一主義の政治的表明、イギリスのEU離脱の決断、欧州のいくつかの地域での右派勢力の拡大の背景に存在していると考えられ

る<sup>1)</sup>。

このような、グローバル化における人々の不満や不安の最大要因の一つは、世界的に経験されている労働者の社会的地位の脆弱化であろう。産業革命以降、第二次世界大戦を経て現在に至る歴史の変遷を辿りつつ、現代の世界経済における問題とその対処法を論じ続けている Patterson と Afilalo は、世界経済のグローバル化における問題を、従来中間層に属していた多くの労働者の貧困層への転落と捉える。そして、これら貧困層の人々を、グローバル経済の活性化によって生まれた、新たなグローバル中間層に対して、「慢性的排除者 (the chronically excluded)」と呼ぶ<sup>2)</sup>。グローバル経済の進展は、先進国であると発展途上国であるとを問わず、グローバル化を支える技術や流通システムの刷新により生まれた新しいビジネスチャンスを利用することができた一部の人々を、富裕層や中間層に押し上げた一方で、そのような幸運に与れなかった多くの人々が、低賃金や不安定な雇用によって、貧困層に転落し、あるいは貧困層から抜け出せない状況を生み出した。これは、労働者のグローバルな二分化であり、格差化である。先進国での労働者の中間層から貧困層への転落は、グローバル化による企業や工場の海外移転による失業や、海外の労働者や移民との競争による賃金の低下と不安定化、グローバル化を支える要因である情報技術の発展による雇用形態の変化としての非正規雇用の増大などから生じている。他方で、発展途上国での労働者の貧困は、

- 1) John Gardner, *The Contractualisation of Labour Law*, in H. COLLINS, G. LESTER, V. MANTOUVALOU EDs., *PHILOSOPHICAL FOUNDATION OF LABOUR LAW* (Oxford University Press, 2018) 39 ; Dennis Patterson & Ari Afilalo, *State and Trade in the Twenty-First Century*, in C. BESEMEK, M. POTACS & A. SOMEK EDs., *VIENNA LECTURES ON LEGAL PHILOSOPHY (VOL. 1) : LEGAL POSTIVISM, INSTITUTIONALISM AND GLOBALISATION* (Hart Publishing, 2018) 105-107. 同様の趣旨を、カール・シュミットの政治理論との文脈で述べるものとして Martin Loughlin, *Why Read Carl Schmitt?* in C. BESEMEK, M. POTACS & A. SOMEK EDs., *VIENNA LECTURES ON LEGAL PHILOSOPHY (VOL. 1) : LEGAL POSTIVISM, INSTITUTIONALISM AND GLOBALISATION* (Hart Publishing, 2018) 55.
- 2) Dennis Patterson & Ari Afilalo, *State and Trade in the Twenty-First Century*, 104, 107. Cf. Ari Afilalo & Dennis Patterson, *Statecraft, Trade and Strategy: Toward a New Global Order*, in A. HALPIN & V. ROEBEN EDs., *THEORISING THE GLOBAL LEGAL ORDER*, ch. 7 (Hart Publishing, 2009). Patterson と Afilalo の議論の内容については浅野有紀『法多元主義』(弘文堂、2018年) 103-110頁参照。

多国籍企業の進出による環境や伝統的な生産様式の破壊や、多国籍企業の進出による工場などでの劣悪な条件での雇用により生じている。

本稿では、このようなグローバルな労働者の貧困問題を、Patterson と Afilalo のネーミングに倣い「排除」という観点から考察し、その理論的位置づけと、わずかなものかもしれないが対応策の展望について論じることとしたい。

社会における一部の人々の「排除」の問題と、その解決策としての「包摂」の方法の探究は、近年の社会学、法学、政治学における共通の関心事である。1970年代以降、人種や性別や所属する集団による差別の対象となっている人々や、貧困状態にあり教育や社会参加の機会を喪失している人々の問題を「社会的排除」の問題として考察する議論が展開してきた。これらの人々は通常、安定した雇用の機会からも同様に排除されていることから、労働問題や労働法分野においても重なりあう議論が積み重ねられてきた<sup>3)</sup>。前述のように、Patterson と Afilalo は、労働者の中から貧困層への転落、あるいは貧困層から抜け出せない状況を「慢性的排除」と呼んでいるが、社会的「排除」とはそもそも一過性のものではなく、他局面で重なって、かつ長期に生じ、慢性的であるために深刻であるといえる。本稿で「排除」という観点を重視する際には、このような社会的排除や慢性的排除の状態を念頭におきつつ、グローバルな労働問題におけるその現れを論じることとする。

本稿は以下の順に論じる。

二では、この「はじめに」で簡単に述べた、グローバル化における労働者の二分化の実態とその要因について整理する。

三では、二で描きだされた問題を論じ、対応するために提唱されている理論枠組みを整理し、いずれの枠組みが問題解決に適したものかを検討する。この枠組みとは、契約理論と「包摂」理論の対照である。「包摂」理論とは、

---

3) Einat Albin, *Social Inclusion for Labour Law: Meeting Particular Scale of Justice*, in H. COLLINS, G. LESTER, V. MANTOUVALOU EDs., *PHILOSOPHICAL FOUNDATION OF LABOUR LAW* (Oxford University Press, 2018) 287.

グローバル化における労働者の貧困問題を社会的「排除」の観点から捉えてその対応策を練るものであり、既述のように、本稿では、契約理論と比較した上でこのような理論建ての適切さを明らかにしたいと考える。

四では、このような「包摂」理論の枠組みから導き出され得る処方箋の一つとして、コード・オブ・コンダクトに注目する。先進国の企業の発展途上国への進出においては、現地での環境破壊や劣悪な雇用状況という問題が生じることがしばしば指摘される。コード・オブ・コンダクトは、このような問題に対応するために有効であると論じられ、近年注目を集めている規制手法である。私は、以前から、グローバル化における従来の国家法の有効性の限界とともに、国家法に代替する非国家法、非国家的規制の有効な在り方に関心を寄せる法多元主義の観点から、コード・オブ・コンダクトに着目してきた<sup>4)</sup>。コード・オブ・コンダクトは、国家法ではなく、国際的に活動する環境 NGO や労働 NGO などが主導して作成する企業のための行動基準であって、非国家法的な特徴を持つものだからである。本稿では、このようなコード・オブ・コンダクトを、会社経営論や会社法の観点からのみではなく、労働者の権利と労働現場への労働者の参加、労働法の観点からも評価しようとする議論に沿って、「包摂」の観点から捉えなおすことを試みる。

五の「おわりに」では、コード・オブ・コンダクトに対する評価を改めて整理し、その限界や問題点にも言及し、今後の課題を示すこととしたい。問題点としては、主に、コード・オブ・コンダクトが非国家法であることの限界と、新たな「包摂」は不可避免的に新たな「排除」や「誤った包摂」をもたらすという、「包摂」の手法にまつわる根本的問題を取り上げる。

## 二 グローバル化における労働者の二分化 = 格差問題

従来、貧困をめぐるグローバルな議論は、南北問題という枠組みにおいてなされてきた。西欧を含むグローバルな北部の先進国の人々の豊かな生活と

4) 浅野有紀「法はあちらこちらに中途半端に存在する？」法学教室 No.473 (2020) 53-56頁。

比較して、サハラ以南などと呼ばれるアフリカを含む南部の発展途上国や貧困国の人々の生活が極端に貧しく、医療や教育などの社会的インフラも不足している状況において、北側の諸国がいかにして南側の諸国の人々の状況の改善に寄与するべきかが論じられ、世界的な富の再分配の必要性や方法の如何についての多様な議論が示されてきた<sup>5)</sup>。

このような南北問題としてのグローバルな貧困問題は以前解消されないでいるとともに、グローバル化の進展は、新たな形の貧困問題を生じさせている。それは、先進国であると発展途上国であると問わず、すなわち南北のラインを越えて生じている、グローバルな労働者の貧困問題である。

経済のグローバル化は、それを支える情報技術や流通システムの発達により生まれた新しいビジネスチャンスを利用することができた人々を、先進国においても発展途上国においても、富裕層や中間層に押し上げた。IT分野をはじめとする専門分野の知識を身に付け、企業や研究所や専門機関を渡り歩くことのできるようなエリート労働者は、グローバル化においては、その出身地に関係なく、世界中で有利な就労条件を追求できる。また、先進国の企業がグローバルな市場で得る富だけではなく、発展途上国の農家が自作の農産物の商品価値のグローバル化に成功して大きな富を得ることが可能となったような事例の出現は、従来の南北問題的貧困の一部の解消に寄与している。

他方で、そのような幸運に与からず、専門的スキルも持たない多くの人々の経済状況は、むしろ悪化している。先進国では、グローバル化による企業や工場の海外移転による失業や、海外の労働者や移民労働者との競争による賃金の低下と不安定化、雇用形態の変化としての非正規雇用の増大などから、多くの労働者が従来属していた社会的中間層から貧困層に転落している。このような先進国における労働者の地位の脆弱化は、前述のように、英米における自国利益の優先や自由貿易の制限の主張、ヨーロッパの諸国における移民排斥の動向の高まりなどの背景を形作っているものである。発展途上国で

5) 例えば井上達夫『世界正議論』（筑摩書房、2012年）を参照。

は、先進国資本の経済開発による環境や伝統的な生産様式の破壊、多国籍企業の現地工場などでの劣悪な条件での雇用により、労働者の貧困の固定化が生じている。これは、従来の南北問題の延長という側面と、グローバル経済への発展途上国の労働者のとりこみによる貧困の創出という新たな側面を併せ持った現象である。これらは全体として、中間層・富裕層と貧困層への分離という、労働者のグローバルな二分化=格差化を生じさせている<sup>6)</sup>。

ここでは、特に、日本を含む、先進国における労働者の中間層から貧困層への転落の要因を再整理しておこう。

先進国における労働者の貧困化の要因であり、グローバル化に密接に関連するものとして挙げられるのは、①労働のギグ・ワーク化や非正規雇用化、②移民や海外の低賃金労働者との競争、③福祉国家の衰退、である<sup>7)</sup>。

①労働市場は、従来のキャリア労働者モデルから、ギグ/プラットフォーム経済とよばれる経済構造における、ギグ・ワーカーモデルに移行しているとされる<sup>8)</sup>。キャリア労働者が特定の職場や工場などでの継続的労働のために企業と長期雇用契約を締結しているのに対して、もともとライブハウスで単発的な小さなジャズの演奏会を行うことなどを指す言葉から発したギグ・ワークとは、特定の企業に属さず、一回一回の契約に基づき行うもので、家事の代行業や配達や運転など、比較的初心者でも従事が可能で、人材の代替可能性の高い労働の形態である。プラットフォームとは、利用者からの要望とギグ・ワーカーによる仕事の提供を結び付ける、主に通信技術上の場所のことであり、このようなプラットフォームの設置自体も事業化されている。特定の企業に雇用され、同一企業内でキャリアを積み重ねることによって仕事上の地位と賃金が上昇していく終身雇用などは従来のキャリア労働の典型

6) Dennis Patterson & Ari Afilalo, *State and Trade in the Twenty-First Century*, 103-104, 107.

7) 日本においては、外国人労働者の受入れにこれまで消極的であったため、②における移民労働の問題はあまり論じられていないが、グローバル化を背景とした非正規雇用の増加と貧困率の増加は、世界と共通する問題として認識されている。和田肇「緒論 労働法・社会保障法の持続可能性というテーマ」(和田肇、緒方桂子編著『労働法・社会保障法の持続可能性』(旬報社、2020年)所収) 3-30頁。

8) Dennis Patterson & Ari Afilalo, *State and Trade in the Twenty-First Century*, 108.

例である。これに対し、例えば、2009年設立のアメリカの企業であるウーバーテクノロジーは、配車サービスのプラットフォームであり、通常のタクシーの配車と共に、一般人が自己所有の車を用いて旅客運送サービスを提供する仕組みを整えている。自己所有車を用いてサービスを提供する後者の場合は、労働の形態はギグ・ワークである。

ギグ・ワークは、仕事の内容と時間を自分で選択できる点で、自由度が高く、副業として行うような場合には便利な労働形態であるとされる。しかし、企業との長期雇用契約とは異なり、給与の保障がなく、労働に関する保険や補償などの保護もない。ウーバーのプラットフォームを通じて運転サービスの提供を行う運転者に、ウーバーとの雇用契約が認められるか否かをめぐっては現在各国で裁判も含めた争いが生じている<sup>9)</sup>。

このようなギグ・ワークは、通信技術の発達と、第一次産業や第二次産業ではない第三次産業であるサービス業の増加という、特定の土地との結びつきが希薄となったグローバル化時代に新たに生じた労働形態といえる。ギグ・ワークにおける労働者は、継続的な仕事の保障がなく、収入が不安定であるので、いくつものギグ・ワークを掛け持ちして生活費を得ようとするが、比較的単純で非専門的な労働であるために競争が激しく、結果として低賃金の長時間労働に従事することが多いとされる。しかも既述のように企業との雇用関係に伴う保険や年金や補償がないため、病気や事故などで働くことができなくなった場合には直ちに生活困窮状態に陥ることとなる<sup>10)</sup>。組織化されていないため、労働組合を通じた労働条件の交渉の道も閉ざされていることが多い<sup>11)</sup>。このような悪条件での労働は、解雇制限がなく無保険の非正規雇用や、安定収入のない派遣労働にも多かれ少なかれ共通する。ギグ・ワーカ

9) 2020年3月4日の判決で、フランスの破産院は、運転者は自由に働いており雇用関係はないとするウーバーテクノロジー側の主張に対して、雇用関係を認めたとの報道があった。Cf. Einat Albin, *Social Inclusion for Labour Law: Meeting Particular Scale of Justice*, 298.

10) Ibid., 298-299.

11) 日本では、ギグ・ワーカーやフリーランスと言われる人々は労基法や労災保険の適用外に置かれているが、労働組合法においては広く労働者として扱われている。和田肇「緒論 労働法・社会保障法の持続可能性というテーマ」17、27頁。

一、非正規雇用労働者、派遣労働者は、専門分野において特別なスキルを持ち、競争に勝ち残ることができる一部の人々を除いて、脆弱な地位に置かれている。

②移民や海外の低賃金労働者との競争は、国境を越えた人とモノと資金の移動が容易になったグローバル化において不可避免的に生じるものである。先進国に出稼ぎや長期で働きに来る移民労働者が増加し、彼らが低賃金や長時間労働でも働く場合には、その分先進国の労働者の失業や賃金の低下や労働の長時間化が生じる。移民労働者が来なくても、企業が先進国の工場を人件費の少ない発展途上国に移転すれば、先進国の工場労働者は職を失う。

20世紀初頭から、フォード、GM、クライスラーなどの大自動車産業により、かつておおいに繁栄し、二世代、三世代にわたって工場労働者の生活を支えてきたアメリカの都市デトロイトの没落は、日本などの後発国の自動車産業との競争や、工場の海外移転、GMやクライスラーの財政破綻による労働者の失業増加と人口の減少、またこれに伴う犯罪率の増加などによって生じた。このような状況は、デトロイトほど顕著ではなくても先進国のかつて繁栄した工業都市においては多かれ少なかれみられるものであって、昨今の政治的ポピュリズムや移民排斥運動などの背景を成している。

③労働者が失業した場合や、病気や事故による障害などでより長期に働くことができなくなった場合には、失業手当や年金、最終的には生活保護などのセーフティ・ネットが機能する仕組みが福祉国家である<sup>12)</sup>。

19世紀後半激化した労働者と資本家の間での階級闘争とそこから生じた社会主義革命の危機に対応するために、先進資本主義諸国の政策として生まれた福祉国家制度は、第二次世界大戦後のブレトン・ウッズ体制によって、その国際経済的基盤が維持されてきた。第二次世界大戦を引き起こす要因となった保護主義やブロック経済への反省から、1944年に戦勝国の間で締結されたブレトン・ウッズ協定は、社会主義国への対抗を前提に、従来の保護貿易に代わる「比較優位」の原則に従い、各国における、それぞれの地理的・歴

12) Dennis Patterson & Ari Afilalo, *State and Trade in the Twenty-First Century*, 102-103.

史的・文化的に優位な経済分野への相対的特化を通じて生産された財が、国境を越えて自由に取引される自由貿易体制を整えることを意図するものであった。過度の関税や差別的関税を禁止する GATT 体制を基本とし、世界の通貨の安定を図る国際通貨基金 (IMF) などが整えられた。これによって、高い労働生産性と高品質の財・サービスの供給と消費が可能となり、全ての自由貿易参加国の富の増大につながり、この富が各国の福祉財源を支えたとされた。

しかし、ブレトン・ウッズ体制が開いた自由貿易の扉は、国内の個々の製造業者が安価な原材料を海外から購入し、販売業者が自国内での販売のために安価な商品を海外から購入することを可能にした。輸入業者は供給元の株や資金に投資し、輸出業者は輸入業者の利益に関与しようとし、国際的企業結合や合同商社が増大し、繁栄する。資金投資は、次第に、より直接的な海外への工場移転や現地での雇用に連結していった。

こうなると、国内の企業群と他国の企業群との間の、その意味で国と国との間の貿易により、自国の企業群からの税収と自国の労働者への分配の増大を通じて、いずれの国も豊かになる、という福祉国家の筋書きは成り立たなくなる。国際的に展開する企業や国際的な投資に関わる資産家の富は増大するが、高い法人税や資産税を課し、高い労働水準を要求し環境規制を行うような国家からはこれらの企業や資産は脱出してしまうため、従来の福祉国家は規制緩和や新自由主義的政策へと舵をきることを余儀なくされる<sup>13)</sup>。海外の労働者や移民労働者との競争で、低賃金や不安定雇用に悩む先進国の労働者は、二重の意味での福祉国家の機能不全に直面している。第一に、福祉国家は、労働者であれば、その家族も含めて、働くことができる間は賃金により自立した経済的生活が可能であることを前提としていた。稼働能力がある場合には自立が原則であり、生活保護は補足的なものであった。しかし、現在では賃金水準が下がり、あるいは雇用の不安定のため、働きながら貧困状

---

13) P. C. Schmitter with A. Todor, *Varieties of Capitalism and Types of Democracy* in MASANOBU IDO ED. *VARIETIES OF CAPITALISM, TYPES OF DEMOCRACY AND GLOBALIZATION* (Routledge 2012) 23.

態に陥ることが稀ではないにもかかわらず、福祉国家にはそのような貧困に対する備えが十分にはない<sup>14)</sup>。第二に、働きながらの貧困状態を越えて、働くことすらできないような貧困状態に陥っても、既に福祉国家の縮小が進み、本来想定されていた生活保護対象者に対する救済も全く不十分なままに留まっている。

### 三 対応する理論枠組み

#### 1 契約理論

二でみたような、グローバル化において強まる労働者の社会的地位の脆弱さの問題に対して、どのような理論枠組みが有効であろうか。

現代における労働法の役割を問う論文において、John Gardner は、「労働関係の契約化」の現象を指摘している。労働契約も契約の一種ではあるが、労働法は労働契約を一般の契約とは異なり、解雇制限や最低賃金保障、組合の集団交渉による労働条件の確保などの規制の下に置いている。「労働関係の契約化」とは、このような規制を取り外し、合意によって全ての権利義務関係が決定される一般の契約と同様に労働関係も扱われる傾向のことである。Gardner は、「全ての支払われる仕事の契約化という言葉で私が意味するのは、人々の労働生活が被雇用者のモデルから離れて、徐々に、単なる契約者のモデルへと移行することである。かつて我々が仕事 (job) に従事する人々を見出した場所に、今はギグに従事する人々を見出す。彼らは、仕事の契約を締結するが、それは仕事を提供される人物と何ら固定的な関係がないか、あったとしても継続に対する何のコミットメントにも特徴づけられな

---

14) 日本における生活保護は、法の建前上は賃金では最低限の健康的で文化的な生活の水準に満たない場合には、不足分の生活保護を受給できるが、実際には労働所得と生活保護は択一的な取り扱いが行われていることが多い。岩永理恵、卯月由佳、木下武徳『生活保護と貧困対策—その可能性と未来を拓く』(有斐閣、2018年) 17、21-23、38-39、201-202頁。

いものである<sup>15)</sup>。」そして「このような社会変化の主要な動因は確かに技術的なものである。安くて速い（‘自由な’といたがる人々もいる）人、資本、特に情報の流通が、コミットした関係の有利さを減少させた<sup>16)</sup>。」と述べ、「労働関係の契約化」と、ギグ・ワークの増加とグローバリゼーションの密接な関係を示している。

グローバル化の進む変化の激しい時代には、既存の社会慣行や社会規範は人々の行動や選択に対して有効な指針を与えることができないため、各自の得た情報に基づいて、各自に選択の自由を認めることがより必要になると考えられるかもしれない。通信技術の発展は、人々に多様な情報を得る手段を与えている。このような現状認識からは、今や人々の選択の自由を拡大する必要性が高まっており、その自由の行使の条件も整っていると主張されることになる。

リバタリアンは労働法の契約化を支持し、グローバル化の時代においてもはや特別な「労働法」は不必要であると論じる<sup>17)</sup>。政府が行うべきことは、代金と引き換えに労働を提供しようとする側と、他人による労働の提供を望む側との間で自発的に締結された契約の履行を保障することである。労働者の権利保護は必要ではあるが、それは、奴隷労働や人身売買のように、自己決定の権利が全面的に損なわれている場合だけであって、そうでない場合には、政府のパターナリスティックな規制はむしろ労働者の自己決定の権利を侵害するものとなる。政府の規制は、雇う側に多種多様な義務を課すことによって、労働への本来の需要を減少させ、労働市場の非効率を引き起こし、ひいては失業や低賃金を帰結することになると論じられる。また、リバタリアンは労働組合による集団交渉にも反対し、組合による組織化やストライキは自由市場の働きを阻害しているとし、労働紛争のための特別な裁定機関の

---

15) John Gardner, *The Contractualisation of Labour Law*, 39.

16) Ibid.

17) H. Collins, G. Lester and V. Mantouvalou, *Introduction: Does Labour Law Need Philosophical Foundations?* in H. COLLINS, G. LESTER, V. MANTOUVALOU EDS., *PHILOSOPHICAL FOUNDATION OF LABOUR LAW* (Oxford University Press, 2018) 3.

設置に対しても、無駄な申し立てが増えるとして否定的である<sup>18)</sup>。

このような立場によれば、グローバル化における「労働関係の契約化」は望ましいものであり、労働者の自己決定の自由を拡大し、市場の効率性を高めるものとして、一層推進していくべきということになろう。労働者は、契約の自由を用いて自己の脆弱な地位を改善するべきであるし、それができない場合に特別な保護を要求することは、他の労働者の自己決定の自由を侵害するか、労働市場の状況悪化をもたらすことになることとされる。

しかし、Gardner は、労働関係は単なる契約関係とは異なると反論する<sup>19)</sup>。

契約とは「自発的な義務」を負うための仕組みであり、それ自体として負うことが望ましいような内容依存的な義務とは異なり、内容の良し悪しには関わらず、契約したからというのみの理由で生じる内容独立的な義務とされる<sup>20)</sup>。

しかし、働くことに関わる義務は、このような内容独立的な義務に解消されるものではない。例えば公務員、建築家、税理士として働く場合、彼らの法執行、建築物の安全確保、法に従った税の計算などという職務上の義務は、国家や顧客との雇用契約を伴うとはいえ、契約とは別の義務である。職務上の義務は、そのような職務が果たす社会的役割が有益に果たされるためのものであり、内容依存的義務である。契約上の義務が職務上の義務の遂行を取り込む場合もあるが、契約がこのような職務の社会的役割を無視するものであったり、契約当事者の利益を優先したりする場合には、内容独立的な契約上の義務と内容依存的な職務上の義務が齟齬をきたしたり、極端な場合には衝突する場合もあり得る。公務員が上司から法を犯すような職務命令を受けた場合などには、このような職務上の義務と契約上の義務が衝突することになる。このような場合に、職務遂行に伴う義務を契約上の義務に還元してし

---

18) Ibid., 3-4.

19) John Gardner, *The Contractualisation of Labour Law*, 39

20) Ibid., 35.

まうことは、それぞれの職務の社会的意義、ひいては働くことの意味全般を失わせることとなる<sup>21)</sup>。

全ての社会的地位を契約により説明することが不可能で無意味なことは、契約者の地位を契約化することができないことから明らかである。契約を締結し、合意によりその内容を変更し、解約することができる契約者の地位はそれ自体の規範的構造を持っており、契約者の契約以前に存在する地位であり、契約により生じたものではない。むしろ、契約は既存の契約者の地位を用いることによって可能となる<sup>22)</sup>。

もし、全ての社会的地位が契約に基づくものとして契約化されれば、人は職業人として働く自由を失ってしまう。建築家としての義務が完全に契約化され、契約によって建築家としての義務が決定されるのであれば、もはや建築家は建築家ではなくなってしまう。Gardnerは「以上のことから、契約の自由がいかに容易に他のすべての自由の敵となるかを見て取ることができるであろう」と述べている<sup>23)</sup>。

労働関係において使用者と被用者の関係を契約化することも同様の問題を孕んでいる。両者の関係は、労働提供とそれに対応する賃金という契約関係に還元されない、関係継続のための相互義務を含んでいる<sup>24)</sup>。

労働契約における、契約に還元されない雇用主の義務とは何か。労働契約は、雇用主に労働者に対して職務を提供するよう命じる権威（authority）を与える。権威に関する内容依存的な正当化は、ラズによって論じられているように、権威とは、その権威による行為の指図が無くても人々がそのように行為することが望ましいが、何らかの理由でそのような行為をすることが難しい場合にこれを容易にするために行使されるべきであるというものである。労働契約に置き換えれば、労働者は自己の能力を発揮し、生産的で意義

---

21) Ibid., 37-38.

22) Ibid., 37.

23) Ibid., 38.

24) Ibid., 40-41.

のある生活を送ることができることが望ましく、雇用関係はそのような労働者の活動を容易にするために築かれるものであり、労働契約上の雇用主の権威もそのために認められる、と理解される。雇用主には、労働者の人格や生活全般における、労働者自身にとって望ましいものに対する一定の配慮をおこなう義務が、労働関係における権威者として要求されることになる。

しかし、労働関係における使用者の権威が、全て契約から生じてくるものとするならば、それは使用者と被用者の間での「あれの代わりにこれ」という等価物の交換に還元される。労働者の労働は、労働者の他の生活要素から切り離され、使用者によって支払われる賃金との交換関係のみで関係の全てが済んでしまう。このような労働関係の理解では、「仕事に行くことは労働者における費用であって、補償を要する時間と努力の犠牲であって、賃金のために耐えなければならない負荷である。労働は彼女のより広い生活の中に位置するものとして考えられない。・・・これが彼女が労働から疎外されているということの意味である<sup>25)</sup>」とされる。

以上のように、Gardnerは働くということの意味、労働者における仕事と生活の一体性から、労働関係の全面的な契約化に反対し、自由主義者や自己実現の理念を愛する者はこれに抵抗しなければならないと主張する<sup>26)</sup>。

ギグ・ワークの増大が「労働関係の契約化」を促進していることは事実であろう。しかし、だからといって、労働者の二分化＝格差化が契約の自由の観点から諸手を挙げて賛成されるべきことにはならない。労働関係というのは、本来、単なる契約関係を越えた社会的意味を持つものである。契約化が進行する現状にあって我々が探究しなければならないのは、長期雇用関係における契約外の義務に限らず、労働関係を、労働を利用する側と供給する側の相互の義務関係、さらにはより広い社会関係の中に再度位置づけ、労働を生活の重要な要素として認めることができるような理論枠組みである。

従来、このような契約に還元されず、契約からは生じてこない社会的・法

---

25) Ibid., 45.

26) Ibid., 35.

的義務としては、再分配の義務が挙げられてきた。契約の履行義務や損害賠償義務が、当事者間の矯正的正義に基づいて説明されるのに対して、集団的な社会関係における分配的正義は、富の多寡や必要に従った再分配の義務を導き出すからである。このような分配的正義に基づく再分配の義務は、福祉国家の正当化基盤であり、労働者を含む社会的弱者の権利保護や社会保障制度において具体化されていた<sup>27)</sup>。

しかしながら、従来の福祉国家の財政的基盤はグローバル化により掘り崩され、国内における再分配が機能不全に陥っていることは既に二でみた通りである。契約論に代わるものとしての再分配の理念は、グローバル化時代における現実的妥当性と魅力を減じている<sup>28)</sup>。そこで、次に、福祉国家による再分配に代わる、あるいはそれを補う考え方として近年注目されている「社会的包摂」の理論を検討することとする。

## 2 「包摂」理論

社会的包摂は、社会正義をシチズンシップの理念に結び付けて考える、ヨーロッパで生まれた概念であると言われる。そのルーツはフランス革命にあり、個人を社会の構成員とし、公共の事柄に対して積極的な役割を果たすことを個人に期待し、要求もする共和主義的な国家観、社会観に基づくものであったとされる<sup>29)</sup>。

フランス革命による共和主義的な国家建設の紆余曲折の後、ヨーロッパにおいては、社会や国家は個人と個人の間の契約的結合であるという、より自

---

27) このような再分配を正当化する理論としては、J. Rawls の正義論における正義の第二原理に含まれる格差原理が挙げられる。H. Collins, G. Lester and V. Mantouvalou, *Introduction: Does Labour Law Need Philosophical Foundations?* 27 ; Cf, J. RAWLS, *A THEORY OF JUSTICE* (Harvard University Press, 1971, revised ed., 1999). 矢島鈞次監訳『正義論』(紀伊國屋書店、1979年、川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論』(紀伊國屋書店、2010年))

28) 実際、Rawls の格差原理を含む正義論は、国際社会の貧困問題にはあてはまらないことが明らかにされている。Cf, J. RAWLS, *THE LAW OF PEOPLES: WITH "THE IDEA OF PUBLIC REASON REVISITED"* (Harvard University Press, 1999) 中山竜一訳『万民の法』(岩波書店、2006年) 参照。

29) Einat Albin, *Social Inclusion for Labour Law: Meeting Particular Scale of Justice*, 292.

由主義的で個人主義的な考え方が影響力を持つようになり、国家は等しい権利を有する個人の集合体として、また、公共的事柄は個人の利益から独立して存在するものではなく、主に個人と個人間の利益や権利の衝突を調整する原理として、捉えられるようになった。この場合、社会的包摂は個人の存立にとって必須のものではなく、個人は自己の意思に従って契約による人間関係を形成し、それを通じて他者とのつながりを得ることとなる。

しかし、このような個人主義、自由主義的な権利観は、階級闘争とそれに続く福祉国家の時代には、国家及び社会は、単に消極的に個人の自由を制限しないというだけでなく、個人の実質的な自由が維持される条件を整えるべきであるという、より積極的なものへと移り変わってきた。このような福祉国家における新たな諸権利は社会権と呼ばれ、生存権に基づく貧困者への生活保護や、労働者保護のための団結権、団体交渉権などを含むこととなった。形式的な平等観から実質的な平等観への移行も、このような社会権重視の文脈に掉さすものである。

しかし、近年、社会権を前提としながらも、それを越えた形で人々の生活を守ろうとする考え方が生じている。それが社会的排除という問題設定と、それに対応するための社会的包摂の考え方である。

グローバル化が加速しだした90年代において、1990年に欧州委員会に置かれた専門家による独立の調査機関である The European Community Observatory から提出された「社会的排除とたたかうための諸国家の政策 (National policies to combat social exclusion)」の年次報告では、社会的排除の概念を、決して明確なものではなく、曖昧であるとしながらも、「いかなるシチズンも一定の基礎的な標準の生活への権利と、主要な社会的かつ職業的な制度への参加の権利を有する<sup>30)</sup>」ことを前提とし、このようなシチズ

---

30) THE EUROPEAN COMMUNITY OBSERVATORY は、G. ROOM AND ET, AL, NATIONAL POLICIES TO COMBAT SOCIAL EXCLUSION (1991) FIRST ANNUAL REPORT, SECOND ANNUAL REPORT を公表しており、SECOND ANNUAL REPORT は FIRST ANNUAL REPORT の詳細版となっているため、以下では SECOND ANNUAL REPORT のページ数で記す。SECOND ANNUAL REPORT, 14.

ンシップの理念は諸々の社会権の保障を超える内容を含むものである、と述べる<sup>31)</sup>。社会的排除の問題の背景としては、ヨーロッパ諸国における高齢化、一人親家庭の増加、移民労働者に対する職業年金制度の不備、貧困層の労働市場からの排除が挙げられる。雇用へのアクセスや再雇用の機会から排除されて、社会的な疎外のリスクにさらされている人々とは、若者、一人親家庭、移民、長期失業者、障害者、女性であるとされている<sup>32)</sup>。これらの人々は、市場を含む社会へのアクセスの能力を持たないか、既にアクセスしようとする意志を失ってしまっている場合もあると言われる。このような無能力や意志喪失は、それ以前の教育や情報における社会的排除から生じており、このような人々を社会的に包摂するためには、従来は当然とされ、支援の必要はないと思われていたような、見えにくい社会的排除の形を明らかにしていく必要があるとされる。年次報告書に多種のデータと共に挙げられている、各国における社会的排除と戦うための様々な政策の比較は、自国では当然と思われるような慣行が社会的排除と結びついていたことを発見する機会となるかもしれないことが述べられる<sup>33)</sup>。

「我々は、…市民が彼らの社会権の保障を得られないところでは、彼らは一般化された、永続的な不利益のプロセスに陥りがちであり、彼らの社会的、職業的参加が阻害されることを示す証拠を探究する。…我々は、教育、訓練、雇用、住居、資金源などの観点から一般化された不利益のパターンと過程に言及する。そして、我々はこのような不利益を被っている人々が、実質的にそうではない人々に比して、主要な社会的制度にアクセスできる機会が少なくはないかを調査した<sup>34)</sup>。」

以上のように、社会的排除と社会的包摂の概念は、思想史的にはフランス革命の共和主義的なシチズンシップの概念にさかのぼり、現在では、社会権

---

31) Ibid., 16.

32) Ibid., 12-13.

33) Ibid., 17.

34) Ibid.

の保障を中心とする福祉国家の代替理念として再論されるに至っている、といえよう<sup>35)</sup>。

社会的包摂の概念と従来の福祉国家における社会権の保障の考え方の違いは、第一に、前者は、後者のように個人の社会生活上の問題を、個別的な権利の保障の欠如の観点から捉えるのではなく、貧困や教育や労働市場へのアクセスの欠如などが相互に結びついた全般的な社会的地位の脆弱さとして捉える点、第二に、前者では差別問題、貧困問題、労働問題を関連付けて考察する結果、これらの問題が重畳的に表れるものとして、特に労働市場へのアクセスの保障が重視されている点である。ここでは、労働は生活の一部として位置づけられており、社会関係における労働関係の重要性が認められている。

以上の相違点を、思想史の流れの中に位置づけ直すならば、福祉国家の社会権の発想は、自由主義的個人主義における、独立した個人が個別的諸権利を保有してそれを行使するという発想の延長上に存在するのに対して、社会的包摂の思考法においては、社会を個人の存在を支えるのに不可欠の場所と捉え、社会の中での個人の居場所が確保されることが個人の生活上の困難の解決に必要である、と考えられている点である。そして、権利保障は社会の中での個人の居場所を確保するための一つの方法に過ぎないと考えられている。個人が社会参加することの重要性を唱える点で、あるいはシチズンシップの理念を唱える点で、前述のように、共和主義への回帰と捉えられる面もあるが、共和主義においては、公共的事柄に積極的に関わり政治的意思を発揮すべき市民が想定されるのとは異なり、排除され、場合によっては決定意志を喪失している人々を広く市民として、社会の必要な一員として認めようとするのが社会的包摂の思考である<sup>36)</sup>。

35) Einat Albin, *Social Inclusion for Labour Law: Meeting Particular Scale of Justice*, 292.

36) 労働関係における「契約の自由」の虚構性を批判し、憲法上の社会権保障や組合活動の保護の必要性を主張した伝統的な労働法理論が、個人の自律性と合理性の実現という理念を、自由主義的個人主義と共有していることを指摘し、人の本来的弱さ (vulnerability) を前提とした新しい労働法理論を提唱する Lisa Rodgers の理論も、これと近い考え方と思われる。Lisa

このように、本稿では、社会的包摂及び排除の理論と共和主義の理論は区別されると考える。しかし、社会的包摂の理論が、共和主義にみられる市民の政治参加の理念から学ぶべき点はある<sup>37)</sup>。

Lindahl は、法秩序の形成が国境を越えて行われるようになるグローバル化においても、法秩序は依然その管轄を有し、従来の国境 (border) とは異なるものであるとしても、何らかの境界 (limit) を持たざるを得ないとする。なぜなら、法秩序というものは、ある種の統一性 (unity) を形成するものであるが、そのような統一性は、空中に浮かんだようなものとしては生じず、対象となる人々とその活動が属する一定の場所的範囲を前提としなければならないからである<sup>38)</sup>。彼のこのような考え方からすれば、場所的観念が全く無意味となるような、全世界を覆う単一法秩序の形成は目指すことはできない。そこで、法秩序はその形成の際に、常に自己の境界を定めることとなる<sup>39)</sup>。ここに法の境界設定における包摂と排除が表れる。

Lindahl が好んで挙げる法秩序の境界設定の例は、WTO とインドのカルナータカ州農民連合 (Karnataka State Farmers' Association, KRRS) との間の異なった法秩序の衝突の例である。WTO は、自由貿易のルールにより構成されたグローバル市場の形成を推進するグローバルな機関である。KRRS は、ガンディの独立運動の流れをくむ農民の集団自治組織である。KRRS は、WTO の旗振りの下での貿易自由化に対する反対行動を展開しており、インド農民の生活様式を守るために、モンサントが所有する遺伝子組換え作物の農地を占拠、破壊している。ここでは、グローバル市場を標榜する WTO であっても自己の法秩序には限界があり、KRRS という外部 (outside)、自分たちのものではない「よその場所」 (strange place) の存在を認めざるを得

---

Rodgers, *The Vulnerability Approach for Labour Law*, in D. BEDFORO & J. HERRING EDs., *EMBRACING VULNERABILITY: THE CHALLENGES AND IMPLICATIONS FOR LAW* (Routledge, 2020) 132-136.

37) SECOND ANNUAL REPORT, 16.

38) HANS LINDAHL, *AUTHORITY AND THE GLOBALISATION OF INCLUSION AND EXCLUSION* (Cambridge University Press, 2018) 12, 20-21.

39) このような考え方とグローバル法多元主義の理論は共通すると考えられる。Ibid., 28, 37-39.

ない。他方、KRRSはWTOに対して、グローバル市場の法秩序に組み込まれない自分たちの場所、「我々の場所」を主張する<sup>40)</sup>。

法には内部と外部があるというLindahlの理論の第一の特徴は、このような内部と外部の決定は既存のもの、固定的なものではなく、流動的、動的なものであるという点にある。例えば、ウェストファリア体制移行の法秩序は国家の国境という境界を引いていたが、グローバリゼーションが明らかにしたように、それはある程度偶然的なものであった。第二の特徴は、Lindahlの法の境界設定における「私の」「我々の」あるいは「我々のもの」という一人称単数、あるいは一人称複数の強調である<sup>41)</sup>。彼の理論においては、法秩序は、「我々の法秩序」であり、「我々」としての集団的自己承認を伴う現象である。このような「我々」の同定は、「我々でないもの」の同定を含む。これは、法秩序における包摂が常に排除をともなう原因とされる<sup>42)</sup>。

法秩序とは集団的な現象であり、そこにおいて「我々」と声をあげる人々によって形成される。ここには法形成における一人称での、その意味での主体的な参加という、社会的包摂の契機が見いだされる。また同時に、社会的排除が避けられない理由も明らかにされている。「我々」と声をあげることのない人々は、彼ら自身がまた別の「我々」を見出さない限り、社会的包摂なき排除の状態にとどまってしまうであろう。しかし、このことは、ある「我々」の同定により、他の「我々」が見いだされ、それらの人々による新たな法形成の可能性が見出されることにもつながる。包摂が他をとりこんでより広い包摂となる場合もあれば、包摂の反作用から生まれた排除が、新たな包摂の端緒となる場合もある。法秩序形成における「我々」の同定は、既述のように固定的かつ永続的なものではなく、我々の内には、常に潜在的に他の人々が含まれると同時に、「我々」の自己承認は、他の「我々」の承認

---

40) Ibid., 22-25.

41) Ibid, 23, 336.

42) Ibid., 326-327.

の条件ともなるからである<sup>43)</sup>。

しかし、また Lindahl においても、法秩序における包摂と排除の対象としての「我々」は、必ずしも共和主義におけるような公共的市民を念頭に置くものではないと思われる。Lindahl は、「我々」に属する人々が直接的に行動するのではなく、「我々」の代表となる力を認められて、法秩序への包摂の範囲決定にイニシアティブをとる「権威 (authority)」の存在の必要性を強調したり<sup>44)</sup>、監獄での（おそらくは囚人を「我々」とする）法秩序を認めたりしているからである<sup>45)</sup>。

以上、グローバル化における労働者の二分化＝格差問題に対応するために論じられている理論として契約理論と社会的包摂理論を検討した。契約理論は、労働者あるいは職業人にとっての働くことの意味を契約上の意味に矮小化し、労働を人間の他の生活から切り離して考えるものである。そのため、労働問題の実体を捉えてそれに対処することができない。必要なことは契約上の義務に還元されないような社会的義務を論じる理論枠組みを探すことであつた。従来、契約における当事者的義務とは区別される集団における義務は、分配的正義に基づく再分配の義務として論じられてきた。しかし、再分配論が前提とする諸国の福祉国家体制はグローバル化においてはもはや十分に維持できない。また、再分配論は労働者が貧困層となるのは、病気や事故や高齢化などの例外的な場合であり、労働可能な間は賃金で生活ができることを前提としたものであるが、現在は労働者が働きながら貧困問題を抱える事態が生じている。

これに対して、「社会的包摂」の理論は、「はじめに」で述べた、グローバル化における労働者の二分化＝格差問題を、「社会的排除」の観点から捉える本稿の問題意識に沿ったものである。この理論は、労働問題を個々の社会権の保障の不足として捉えるのではなく、労働者の脆弱な社会的地位を全体

---

43) Ibid., 338.

44) Ibid., 329.

45) Ibid., 25.

として捉え、労働市場へのアクセスを中心とする社会的制度への参加を重視するものである。また、Lindahlの理論にみられるように、それは、他の秩序とは異なる、自分たちの属する法秩序の同定に参加する「我々」として声をあげることを重視する。しかし、この「我々」は、社会的排除に直面している声なき者を含む。排除されている「我々」を包摂するためには、声なき声を拾い上げ、聞き取っていく手段の探究が必要である。次の四では、このような手段の一つとして、コード・オブ・コンダクトによる労働問題への対処をみてみたい。

#### 四 「包摂」の手段としてのコード・オブ・コンダクト

コード・オブ・コンダクトは、劣悪条件での労働や低賃金や不安定雇用などにより、中間層から分離され、社会的排除の状態にある貧困労働者の包摂手段として、注目されるものである。まずは、コード・オブ・コンダクトとはどのようなものを示しておきたい。

コード・オブ・コンダクトは、様々な国際的 NGO (International Non-Governmental Organization、国際的非政府組織) がイニシアティブをとって作成している、企業に対する行動基準である<sup>46)</sup>。

経済活動のグローバル化は、多国籍企業による国境を越えた物の生産と流通を促進した。それに伴い、例えば1997年には、スポーツ用品メーカーのナイキが東南アジアで児童労働、強制労働、低賃金労働、セクシャル・ハラスメントなどを行っていると告発され不買運動が起きたように、先進国の多国籍企業における発展途上国の労働者の劣悪な労働条件が問題とされるようになった。このような問題に対しては、多国籍企業の本拠地の先進国の労働法

---

46) 多国籍企業に対するコード・オブ・コンダクトの考え方は、1970年代に多国籍企業による発展途上国への投資に関して国連の多国籍企業委員会で示されたが、合意には至らなかった。その後、企業や NGO や各国政府などの多様なアクターに用いられる手法として広がってきたことについては DOREEN LUSTIG, *VEILED POWER* (Oxford University Press, 2020) 210-211, 223-224 参照。

は適用されず、現地の発展途上国における法の労働基準は国際的な人権基準より低いことが通常であるため、いずれの国家法も労働者の実質的な権利保護に役立たない。また、国際法においては「企業責任条約」案などが論じられてはいるが、利害関係を異にする国家間の交渉による条約の成立は容易ではない。そこで、企業の自主規制が登場するが、これらはしばしば、国際的な基準に達していないことや、監視・モニタリング機能がない、末端のサプライチェーンにまで行き届かない、などの問題を抱えている<sup>47)</sup>。

SA8000 (Social Accountability8000) や FLA (Fair Labor Association)<sup>48)</sup> などの国際的 NGO が作成するコード・オブ・コンダクトは、労働時間や賃金などの基本的な労働条件のみならず、より細かい労働環境の整備に関する規定を含むものであり、その内容は、国家の労働法を通じた労働者の権利保護の役割を代替し得るばかりではなく、国家法に比べて時宜にかなった修正や調整が容易であるので、業種や個別の工場や現場の労働者の要求に合わせて、より個別の状況に相応しい具体的なコードを作成することができる<sup>49)</sup>。また、国家法ではなく、当事者の合意や受容に基づく私的な規制としての非国家法であることから、国家法で定めた場合には違憲と判断されかねないような、企業の説明責任の拡大も可能である。カナダやアメリカでは、コンフリクト・ミネラル (紛争鉱物) と呼ばれる、アフリカの紛争地域で採掘された鉱物に関して、非人道的行為を行っている独裁国家や反政府組織の資金源となることを避けるために、調達や製造過程に関する説明責任を企業に課す法が定められたが、これらは違憲の疑いにさらされ、見直しの検討の対象とされている。しかし、企業が自主的に受け入れる形で、コード・オブ・コンダクトが紛争地域での非人道的行為を減少させるために機能する場合には、望ましい結果を、違憲などの疑いにさらされることなく、また政府の政策転換の影響

47) VANISHA H. SUKDEO, CORPORATE LAW, CODES OF CONDUCT AND WORKERS' RIGHTS (Routledge, 2020) 34-35.

48) Ibid., 35においては、この FLA についても、アメリカ政府の主導で作られた組織であり、労働者の保護に対して本当に有効であるのかには疑問の余地があることが示されている。

49) Ibid., 35-37, 61.

にさらされることなく、継続的に実現していくことができる<sup>50)</sup>。

企業の自主規制において問題となる、モニタリングの欠如については、コード・オブ・コンダクトは、国際的 NGO によるモニタリングや企業の報告書提出などの手続きをも定めている。また、国家法による包括的規制と異なり、末端のサプライチェーンにまで徹底できないという問題に関しては、企業はこのようなコード・オブ・コンダクトをサプライヤーである現地工場に示し、このような行動基準を守るサプライヤーと契約することによって、現地における労働基準を全体的に引き上げることができる、とされる<sup>51)</sup>。

しかし、なぜ、国家法でも条約でもない、いわば単なる私的集団が作成したコード・オブ・コンダクトに企業が合意する、あるいは受け入れて従うのであろうか。この問いに十分に答えようとすれば、1930年代から始まったとされる「会社は誰のために存在するのか」を問う会社法の議論にさかのぼって、そこでの、会社は専ら株主のためのものであるという「株主至上主義」から、労働者、消費者、政府などより広い利害関係者、更に現在では環境までも視野にいれた「ステークホルダー理論」への移行を背景とする「企業の社会的責任 (CSR)」論の蓄積を参照しなければならないであろう<sup>52)</sup>。CSR は、ハーバードの公共政策大学院である Harvard Kennedy School of Government の定義によれば、「企業の社会的責任は、企業がその収益によって何をするかだけでなく、どのようにその収益を上げたかに及ぶ。それは慈善や法遵守を越えて、企業がどのように彼らの経済的、社会的、環境に対するインパクトと、また、影響の及ぶ全ての重要な分野、職場、市場、サプライチェーン、共同体、そして公共政策の領域における関係を管理したかを問う」ものとされる<sup>53)</sup>。企業は国家法に定められた義務のみを果たせばよいのではなく、その活動により影響を受ける労働者、市場における消費者、環境などに対し

50) Ibid., 7.

51) 長坂寿久『NGO・NPOと「企業協働力」』(明石書店、2011年) 166-213頁。

52) VANISHA H. SUKDEO, CORPORATE LAW, CODES OF CONDUCT AND WORKERS' RIGHTS, 9-20.

53) Ibid., 9-10. Cf. Harvard Kennedy School of Government, [http://www.hks.harvard.edu/m-rcbg/CSRI/init\\_approach.html](http://www.hks.harvard.edu/m-rcbg/CSRI/init_approach.html).

て、有害な結果を回避し、より望ましい結果をもたらす幅広い社会的責任を果たさなければならない。そうでなければ、企業活動はその莫大な収益を図るにおいて正当であると社会的にみなされなくなるであろう。会社の社会的役割に関する議論が始まった1930年代に比較しても、多国籍企業などが、いまや小規模の国家の予算を軽く超える財とそれに伴う権力を保有し、諸国家の政策を左右する存在へと成長した現代においては、企業活動の社会的正当性という課題はますます喫緊の課題である<sup>54)</sup>。このような責任を果たすための行為基準が、前述のように、様々な理由で国家法においては十分な形で適切に整えられないのであれば、別の手段が必要になる。非国家法であり、NGOの主導により作成されるコード・オブ・コンダクトにそのような別の手段の可能性が見いだされ得る<sup>55)</sup>。

コード・オブ・コンダクトが必要であり、企業がそれを受け入れるべき理由は以上の通りであるが、コード・オブ・コンダクトの実効性はどのようにして担保されるだろうか。社会的な承認と企業の収益可能性を結びつける、より具体的な仕組みは、消費者による不買運動と、株式・証券市場の存在である。スポーツメーカーのナイキに対する不買運動については前述したが、他にも、環境問題に関わり、1995年に石油会社のシェルが不買運動の対象となったブレント・スパ事件など、よく知られた例が数多く存在する。適切なコード・オブ・コンダクトを全く受け入れない企業が公表されれば、不買運動の対象となる可能性がある。また、コード・オブ・コンダクトには、前述のように、国際的NGOによるモニタリングの手続きが含まれているが、このようなモニタリングにより、各企業の基準達成度が調査確認されて公表されることによって、株式・証券市場における投資家の投資先の選択に影響を与えることができる。いわば株式・証券市場において継続的に制度化された不買運動への恐れによって、企業の行動が誘導されるのである。社会的責任を果たす企業を選択して行われる社会責任投資（SRI）は、日本ではまだ根

---

54) VANISHA H. SUKDEO, CORPORATE LAW, CODES OF CONDUCT AND WORKERS' RIGHTS, 15.

55) Ibid., 65.

付いていないが、欧米の投資家においては広くみられる傾向である<sup>56)</sup>。また、企業の株主は、企業活動の評価が株価に影響するため、企業に対してコード・オブ・コンダクトに従うように株主提言を行う<sup>57)</sup>。

以上のように、コード・オブ・コンダクトは、国家の労働法に代わって、発展途上国における労働者の劣悪な雇用状況を改善する手段として登場したものであるが<sup>58)</sup>、その有効性は発展途上国の労働者に対してのみ発揮されるものではない。先進国のギグ・ワーカーは、例えば前述のウーバーの配車サービスにおける運転手のように、従来の国家の労働法上の労働者に含まれるか否かが不明確であり、組合化もなされていないため、労働者としての権利が十分保障されず、常に不安定な労働状況に直面している。Sukdeo は、ギグ・ワークにおいても同様に、コード・オブ・コンダクトが労働する者への支援をもたらすと主張している<sup>59)</sup>。「これ（コード・オブ・コンダクト）は、立法とは異なり、柔軟でどのような職場にも適合できる。立法は個別の職場に適合するように修正されることは可能であるが、実際には修正されない。コードはより容易に変えることができる。・・・これは労働者に彼らの職場でのガバナンスに対するコントロールの獲得のための力を与えることを認める。コードは立法が行わず、また行えない形で（労働者の）疎外と不平等の間を架橋する（（ ）内は筆者の補足<sup>60)</sup>）」と論じられている。

以上のようなコード・オブ・コンダクトが、社会的排除の状態にある労働者の社会的包摂の手段として注目されるのは、第一に、これらのコードは、NGO のイニシアティブによって作成されることが多いが、作成の際には現

---

56) 長坂寿久『NGO・NPOと「企業協働力」』57-63、70-72頁参照。日本においても、金融庁が日本版ステュワードシップ・コードである「“責任ある機関投資家”の諸原則」を2014年2月に制定している。

57) VANISHA H. SUKDEO, CORPORATE LAW, CODES OF CONDUCT AND WORKERS' RIGHTS, 57-60.

58) コード・オブ・コンダクトの作成の一つの契機として、大学のロゴを付して売られている商品が、搾取的な工場で作られていることに対する学生の反対運動とコード作成があったことについては、Ibid., 28-29.

59) Ibid., 48.

60) Ibid.

場の労働者の声を広く聴聞する手続が踏まれることが通常で、労働者の意見がコードの内容に反映されるからである<sup>61)</sup>。第二に、コードの中には、前述のように、遵守に関してのモニタリングの手続が含まれているが、このモニタリングにおいても現場の労働者に対するインタビューや、労働の実態についての調査が行われ、これまで明るみになかった労働者の声が可視化されるからである。第三に、Sukdeo の引用にもみられるように、コードは職場における継続的な修正の対象となるが、この修正の過程に労働者の意見が反映される仕組みを作れば、「労働者に彼らの職場でのガバナンスに対するコントロールの獲得のための力を与えること」ができるからである<sup>62)</sup>。第四に、従来は労働者の自己決定は、組合による集団的自己決定を通じて行われてきた。労働者個人は企業と対等な交渉力を持たないため、組合を通じた集団的な交渉でなければ、自己決定の実効性が得られないからである。しかし、前述のように、現代の労働者の社会的排除の大きな要因は、ギグ・ワーク、非正規雇用労働という労働形態の変化による、組合に統合されない労働者の増加であった。コードは、このように労働者が組合に属さず、従来は与えられていた、声を上げる手段が奪われている場合にも、労働者と NGO などの外部団体とのつながりを形成することによって、効果を発揮することができる。コードの手法は、組合なき時代の労働者の社会的再包摂の手段を提供するものとなる<sup>63)</sup>。また、コード中に組合結成の権利を明記し、組合活動に携わる労働者に対する不利益な扱いを企業に禁止することによって、発展途上国の工場などにおける組合形成を促進し、根付かせることができる<sup>64)</sup>。

Sukdeo は、以上のようなコード・オブ・コンダクトを、外部の NGO による企業に対する押し付けというモデル（図 1）から、NGO が労働者、企業、消費者、コミュニティなど利害関係者の声を幅広くききとりつつ、イニシア

---

61) Ibid., 42.

62) Ibid., 49.

63) Ibid., 42,48.

64) Ibid., 78.



## 五 おわりに

コード・オブ・コンダクトは、NGOのイニシアティブを借りつつ、ギグ・ワーカーや発展途上国の劣悪な条件化での労働者など、現代における「排除者」である貧困労働者の声を労働現場に反映する方法論であり、排除から再包摂への、ささやかかもしれないが、現に一定の実績を示している試みである。

三で論じた契約論との関係では、コード・オブ・コンダクトは、NGOという外部のイニシアティブにより形成された義務であるが、企業の自発的な受容により労働者との契約関係に取り込まれ、単なる労働と賃金の交換関係だけに還元されない、企業の社会的責任を伴った労働関係を基礎づける。Sukdeoは、自身のコード・オブ・コンダクト論を、反資本主義的なものではなく、経済発展と労働者の権利保護を両立させようとする試みとしている<sup>66)</sup>。これは企業と労働者を自発的協働に強く誘導するもので、労働関係を当事者の契約に還元するものではないが、当事者の合意の要素を全く無視するものでもない。

福祉国家論との関係では、グローバル化において国家法が労働者の福祉に対して十分な役割を果たせない場合にも、非国家法的代替手段としてコード・オブ・コンダクトは利用できる。福祉国家が国家の中で富の再分配を行うのに替えて、コード・オブ・コンダクトは企業と労働者の間で労働現場における発言権の再分配を行う。福祉国家の国家法が企業の所有権や営業の自由に阻まれて踏み込めないところに、コード・オブ・コンダクトは私的規制を通じて影響を及ぼすことができる。

このように、外部からのイニシアティブとモニタリング、企業内部や企業と労働者間の合意とを組み合わせたコード・オブ・コンダクトは、(非国家的な)法的要素と合意的要素を組み合わせたバランスの取れた手段であると評価できる一方で、そこには当然いくつかの問題が存在する。

---

66) Ibid., 28.

第一に、コード・オブ・コンダクトを含む非国家的規制について総じて言えることであるが、このような非国家的規制における義務は、法的な義務ではなく単なる社会的義務であって<sup>67)</sup>、曖昧でとるに足りないものではないかということである。しかし、かりにコード・オブ・コンダクトが法的義務ではない社会的義務であるとしても、だからといってとるに足りないものであるとは言えない。契約理論に反対する Gardner は、労働関係における契約法上の義務に尽くされない義務を社会的義務と捉えているようにも思われるが<sup>68)</sup>、このことは Gardner が契約法上の義務に尽くされない義務を非常に重要なものと考えていることと矛盾しない。曖昧さについても、法的義務にもある程度の曖昧さは付きまとうものであるし、コード・オブ・コンダクトに規定されている義務は、先進国の労働法上の義務と比べても同様に明確であるか、各労働現場においてさらに具体化、明確化されていることもある。とはいえ、法理論におけるコード・オブ・コンダクトの位置づけについては、非国家的規制、非国家法における「法」概念について、また法が社会で果たすべき役割についてとともに、議論が深められなければならないであろう<sup>69)</sup>。

第二に、第一の点と関わるが、NGO の行動には、政府や行政機関とは異なり、国家法の裏付けによる正統化の担保が存在していない。NGO のイニシアティブやモニタリングが公正・適切に行われなかった場合には、コード・オブ・コンダクトは労働者にも企業にもコミュニティにも様々な害悪をもたらし得る<sup>70)</sup>。NGO が企業に買収されているような場合には、労働者の救済につながらないばかりか、企業の搾取的行動が公表されることなく、事実に基づかないお墨付きが与えられることになる。NGO が労働者からの虚偽の告発などに基づいて、不当に企業の評価を下げる場合もあれば、製造物や労働

---

67) Ibid., 57.

68) John Gardner, *The Contractualisation of Labour Law*, 41-42.

69) 浅野有紀『法多元主義』第一章、第二章参照。

70) VANISHA H. SUKDEO, *CORPORATE LAW, CODES OF CONDUCT AND WORKERS' RIGHTS*, 31.

条件についての非科学的な考えを NGO が採用し、不当な判断をすることも考えられる<sup>71)</sup>。NGO の主導によるコード・オブ・コンダクトの機能を、単なる社会的な行為規範ではなく、法あるいは法に近いものと捉えるべきだと私は考えるが、その理由は、そう考えることによって、NGO のモニタリング活動を更にモニタリングする NGO の創設など、国家法の正統性・正当性担保に代わる手段を積極的に論じ、またその際に情報公開や独占禁止などの、国家法においてこれまで積み重ねられてきた方法論を参照することが促進されると思うからである。いずれにせよ、NGO の活動の公正さや適切さをどのように保障するかは、コード・オブ・コンダクトの成否に関わる重要な問題である。

第三に、コード・オブ・コンダクトは、「排除された」労働者の再包摂の手段であり、組合から排除されている非正規雇用者、「他人の指揮命令下」にないとして通常の労働者保護から排除されているギグ・ワーカーなどの<sup>72)</sup>声を、人々の働く現場に反映し、再包摂し得る手段と考えられたが、Lindahl が論じているように、コード・オブ・コンダクトが前提とする労働者の「包摂」は、「新たな排除」や、時には「誤った包摂」を伴う。

「新たな排除」は、包摂の手段によっては、自国民の非正規雇用の労働者と移民の非正規雇用の労働者との間に生じるかもしれない<sup>73)</sup>。更に根本的な問題として、「社会的包摂」の理論における労働の機会や社会参加における労働の意義の重視は、それが経済的な自立とも関連付けて論じられているため、賃労働を特権化する危険がある。Conaghan は賃労働の特権化は、産業革命以降に生じ、外で賃労働に従事する男性と家庭で働く女性の間で労働の

---

71) 例えば、遺伝子組換作物の危険性についての科学的根拠は明確ではなく、遺伝子組換作物の生産管理が、大量の農業を使用する従来の作物の生産管理と比較して有利な側面もあるとされるが、これに反対する NGO は多い。

72) 最一小判平8.11.28参照。

73) Mark Freedland, *Reinforcing the Philosophical Foundation of Social Inclusion: The Isolated Worker in the Isolated State* in H. COLLINS, G. LESTER, V. MANTOUVALOU EDS., *PHILOSOPHICAL FOUNDATION OF LABOUR LAW* (Oxford University Press, 2018) 328-333.

価値を区別し、前者を高く評価し、後者を低く評価する男性的規範に基づく  
と論じている<sup>74)</sup>。この観点によれば、低賃金の労働者の社会的包摂は、家庭  
での介護労働や子育て労働の価値を貶め、それに従事する女性の排除を伴う  
恐れがある。これは、介護や子育てをしながら賃労働を行う女性労働者にと  
っても、家庭での労働への配慮がなされないために結局は賃労働をあきらめ  
ざるを得ないという形の排除にもつながる。

「誤った包摂」は、Albin によれば、性産業で働く女性を通常の労働者に「包  
摂」する場合などにみられる。Albin は、人身売買によってほぼ監禁に近い  
状態で売春させられていた女性に対し、労働契約の存在は認められなかった  
にもかかわらず、労働者の権利として最低賃金の支払いを命じたイスラエル  
の National Labour Court の判決を例に挙げつつ、性産業における性の商品  
化を促進するような形で、通常の労働法や労働者の権利を適用することに反  
対する<sup>75)</sup>。Albin は、「この女性に対する最低賃金の認定は侮辱的である<sup>76)</sup>」  
と述べていることから、より高額な賃金であれば性産業における労働が認め  
られると考えられているのか、売春を労働に含めることは常に性の商品化に  
つながると考えられているのかは不明であるが<sup>77)</sup>、性産業での労働を通常の  
労働と同様に扱うことは、性産業で働く女性が置かれている特殊な脆弱的地  
位の実態が見逃される原因ともなりかねないことは容易に想像できる。

これらの「新たな排除」や「誤った包摂」という視点は、コード・オブ・  
コンダクトの有用性や限界について、より具体的に検討する必要性を示唆す  
る。

コード・オブ・コンダクトは、それは職場レベルでの修正や具体化が行わ  
れるものであるから、場合によっては移民労働者の排除につながるような内

---

74) Joanne Conaghan, *Gender and the Labour of Law* in H. COLLINS, G. LESTER, V. MANTOUVALOU  
EDS., *PHILOSOPHICAL FOUNDATION OF LABOUR LAW* (Oxford University Press, 2018)

75) Einat Albin, *Social Inclusion for Labour Law: Meeting Particular Scale of Justice*, 299-  
301.

76) *Ibid.*, 301.

77) *Ibid.*, 290.

容が盛り込まれることがあるかもしれない。それが、現場の「我々」の声として必ずしも否定できない状況もあるかもしれない。このような状況で、何が正しく何が正しくないのかを、誰がどのように判断できるのであろうか。

コード・オブ・コンダクトが、家庭での女性の労働には適合的でないことは明らかなようにも思われる。しかし、職場でのコード・オブ・コンダクトが、家庭での無賃労働を評価し、その必要性に配慮するものとなることは可能であるとも思われる。

性産業における企業と労働者に向けたコード・オブ・コンダクトは、作られるべきなのであろうか。仮に、作るとしたらどのような方法が考えられるであろうか。

NGO が聞き取る労働者の声には含まれない声が残され、一部の労働者の声が聴き取られることによって、同じ職場でも違う状況に置かれている他の労働者がより孤立することがあるかもしれない。コード・オブ・コンダクトによる包摂は、「社会的包摂」概念が常にそうであるように、包摂すると同時に排除を伴うことが常に認識されていなければならない。また排除は常に否定されるべきものではないかもしれない<sup>78)</sup>。しかし、排除が人々の苦しみの源泉である場合には、包摂による対処が試みられるべきである。包摂が少なくとも真剣に試みられ、包摂の限界を共通に経験してこそ、排除の不可避性も受容可能な人生の一側面となり得るであろう<sup>79)</sup>。

---

78) Ibid., 292.

79) 本稿をほぼ執筆し終えた後ののは2020年3月であり、それ以降のコロナ禍の拡大により社会状況は大きく変わり、また、収束後も世界は決して元通りにはならないと言われている。そこで、今回同志社法学に投稿するにあたり、コロナ禍による社会の変化が本稿の内容にどのような影響を与えるかを考察する必要がある。コロナ禍によりグローバリゼーションの進展に歯止めがかかること、また国家の統治能力の強化がはかられることはありそうであり、グローバリゼーションの進展による国家の統治能力の相対化という本稿の前提となっている認識に変化がもたらされる可能性がある。NGOの活動が不活発となることは懸念される。また移民労働の減少も生じる可能性がある。しかし、グローバル化が全く進展を止めることは考えられず、労働者のギグ・ワーカー化や非正規雇用の増大傾向は変わらないであろうし、労働の不安定化や社会の貧困化はコロナ禍によりますます逼迫し、福祉国家の救済はますます不十分となるであろう。コロナ禍により、テレワークのできる労働者とそうでない労働者の間に分断が生まれ、前

---

者が後者よりおおむね有利な労働条件で働いていること、テレワークのできない労働者に対する偏見や差別が生じていることが見聞きされる現在、社会的排除に直面する労働者の問題は、多様化し、拡がることはあっても、減少することはないであろう。この先の見通しは不透明であるが、労働者の社会的包摂の方法論を考察しようとする本稿の問題提起が全く無意味になることはないと考え、投稿をすることとした。

\* 本稿は科学研究補助金（課題番号：16H03539）の成果の一部である。